平成２８年（フ）第３４０号
仙台市青葉区小松島４丁目14番33号
債務者　遊佐　重信
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　貴士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２２５号
広島市安佐南区安東６丁目22番12―７号
債務者　原　　敏彦
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼田　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２８３号
大阪府箕面市船場西２丁目５番31―201号
債務者　山田　利文
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮原　　護
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９４号
堺市南区城山台３丁13番２号、前住所東京都江東区大島８丁目18番５号
債務者　松尾　重治
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野矢　伴岳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４２０号
神戸市兵庫区駅南通５丁目２番11―811号、従前の住所神戸市兵庫区下沢通１丁目１番18号　丸山ビル304
債務者　山内　　淳
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　由尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７４号
滋賀県草津市野路８丁目21番12―310号　グランデ・ラーゴＨＯＥＩ　Ｉ
債務者　安武　光夫
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富塚　浩之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９２号
滋賀県栗東市笠川83番地２（101号）　笠川83番館、前住所滋賀県草津市平井１丁目７番14号
債務者　高橋　和久
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　康代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月４日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９２号
神戸市西区南別府１丁目３番地の２　サニーパレス南別府215号
債務者　川木三由紀（旧姓芦原）
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三木　信善
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月15日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第３００号
岡山県和気郡和気町尺所129番地宮田団地１棟209号
債務者　矢田　雅之
1　決定年月日時　平成28年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅　　真彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月９日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２号
愛媛県今治市八町東３丁目２番50号　木村住宅２号室、前住所愛媛県今治市玉川町中村甲512番地９、前々住所愛媛県今治市広紹寺町１丁目３番24号、前々々住所愛媛県今治市衣干町３丁目１番43号
債務者　亀岡　洋平
1　決定年月日時　平成28年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐伯　菜緒
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月８日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
松山地方裁判所今治支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１１０７号
福岡県糟屋郡新宮町緑ケ浜２丁目２番７号ひばりヶ丘団地704号
債務者　楢崎　正明
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１００７号
大阪市平野区喜連東４丁目１番９号　パウゼ喜連東203号
債務者　永井　一也
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８９２号
大阪市福島区鷺洲３丁目１番１―511号、前住所大阪市旭区新森１丁目７番33―404号
債務者　渡邊　蕨子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９００号
大阪府八尾市若草町１番１―209号、前住所大阪府東大阪市水走１丁目５番19号
債務者　小川　　勝
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９７３号
大阪府大東市野崎１丁目８番25号　ネオコーポイケダヤ405号
債務者　西元　政臣
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１９４号
大阪市平野区喜連５丁目２番24号ＬＫフレンスィダー３号館205
債務者　清原　　麗
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部